

## 伊那市生涯学習センターVOD 等活用アーティスト支援事業要領

### (趣旨)

第1 新型コロナウイルス感染拡大防止のため文化イベントの自粛に伴い、発表機会を喪失した文化団体・個人アーティストが、オンライン上で鑑賞可能な創作活動を発表するために、生涯学習センターホールを使用する場合にかかる施設の使用料および付属設備使用料について全額免除する。

### (対象者)

第2 市内に住所を有する文化団体または個人アーティスト（以下「申請者」という。）で、芸術創作活動（音楽、演劇、舞踊、伝統芸能等）に携わり、且つその構成メンバーの過半数が伊那市内に住所のある団体、個人で、市長が認めた者。

### (対象事業)

次表に掲げるもの

芸術	(文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊等)
メディア芸術	(映画、漫画、アニメーション、コンピューター等の電子機器を利用した芸術)
伝統芸能	(雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸術)
芸能	(講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱等)
生活文化	(書道、華道等)
地域文化	(地域固有の伝統芸能、民族芸能等)

### (対象とならないもの)

- (1) 宗教、政治的活動に関わるもの。
- (2) 収録した内容が他の著作権を侵害するもの。
- (3) 公序良俗に反するもの。

### (要件)

第3 制作した動画作品についての著作権はすべて申請者に帰属するが、申請者はその一部を市公式HPにて無料動画配信コンテンツにアップロードすることに同意するものとする。ただし、この場合の提供される映像は概ね5分以内の内容1本とする。

また、ホールを利用しての創作活動を行う際は、「三つの密」を避ける必要な対策を講じるなど感染予防対策を図るものとする。

### (事業計画書)

第4 動画番組等制作にあたり、施設の使用料および付属設備使用料について免除を受けようとする者は、生涯学習センターVOD 等活用アーティスト支援事業計画書及び生涯学習センター使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

(事業対象期間)

第5 この事業に関する適用期間は、令和2年10月31日までとするが、本年6月以降、既に同じ趣旨にて利用した文化団体または個人アーティストについては、実施日に遡及して対象とする。

(減免の範囲)

第6 免除の対象となる使用は、ホールでの利用2日以内（リハーサル・準備含む）とする。ただし、映像制作にかかる照明、音響などの演出、映像収録に係る費用はすべて申請者の負担とする。

(内容審査・承認)

第7 提出された事業計画について、市は内容を審査し、適切と認められる場合には、口頭にて申請者に免除の決定を通知する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和2年7月16日から施行し、令和2年6月1日から適用する。

(要領4 事業計画書)

生涯学習センターVOD等活用アーティスト支援事業計画書

住 所

団体名

氏 名 \_\_\_\_\_

(代表者)

連絡先 (TEL) \_\_\_\_\_

1 創作内容

該当に○をつけること

(制作動画の活用方法)・	動画配信 (無料・有料) のアップロード
	・ 動画配信事業者名 _____
	・ DVD の制作
	・ その他 <u>他</u> _____
(ジャンルについて)	音楽 ・ 演劇 ・ 舞踊 ・ 伝統芸能 ・ 他
	<u>他</u> _____
(具体的な収録内容)	・
(市 HP への動画配信内容)	_____

2 制作日 (ホール利用日)

令和2年 月 日 から 月 日

3 新型コロナウイルス感染症による創作活動制限・影響について記入して下さい

部長	課長	補佐	館長	係長	係